

## 津波注意報・警報発表時の指定緊急避難場所（一次避難場所）、指定避難所（二次避難所）のあり方について

1. 今般、鶴岡市地域防災計画を修正し、津波注意報の発表時にも災害対策本部を設置し、第一次非常配備体制とすることを明確化することとした。
2. 住民の避難行動に関しては、津波注意報・警報が発表された場合には、市は、指定緊急避難場所（一次避難場所）又は指定避難所（二次避難所）への避難誘導を行うこととなる。
3. 今般の能登半島地震においては、指定緊急避難場所（一次避難場所）へ避難した住民が、浸水想定区域を通過しなければ指定避難所（二次避難所）へ避難できない旨の指摘がある。

由良地区等において、指摘の事実が確認されていることから、今般の能登半島地震における住民の避難行動を検証した上で、今後、指定緊急避難場所（一次避難場所）と指定避難所（二次避難所）のあり方について、課題の整理、必要な見直しを行う。